

越谷市が修学資金を貸与します

越谷市では、看護師等を確保し、地域医療の充実を図るため、看護師等の養成施設に修学する方で、卒業後に市内医療機関で看護業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与します。

《 対象者及び条件 》



次の①～④のすべてに該当する方。

- ① 看護師または助産師の養成施設に入学もしくは在学していること。
- ② 本人が市内に居住もしくは在学しているか、または、市内に居住している連帯保証人がいること。
- ③ 養成施設を卒業後、直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思があること。
- ④ 他の修学資金の貸与をうけていないこと。

《 貸与額 》

修学金の額は月額8万円以内。無利子

《 修学資金の返還・猶予・免除 》

修学資金は、市内医療機関に勤務している期間は返還を猶予し、勤務期間が貸与期間に相当する期間に達したときは、返還を免除します。

《 貸与期間 》

貸与の期間は貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を修了する月まで
(一般的な看護師養成所の学生の場合で3年間となります)

《 実施日 》

平成23年4月1日から

《 問合せ 》

市民健康課(保健センター) TEL 048 (978) 3511



情報提供:越谷市立病院